

第2節 外交・公用共通事項

第1 短期滞在との関係

- 1 外交又は公用旅券を所持する者であっても、入国・在留の目的が外交・公用の用務に該当しない観光、親族・友人訪問、休養等の場合には、短期滞中に該当する。
- 2 外交又は公用の用務を含む場合で、外交又は公用の査証免除が適用されない国の次の者が外交又は公用の査証を所持せず、査証免除取決めにより短期滞中査証が免除される期間、入国・在留するときは、短期滞中の在留資格を決定することができる。

- (1) 外国の国賓、公賓等に随伴して来日する者
- (2) 短期出張者

第2 家族等の範囲

- 1 「同一世帯に属する家族の構成員」とは、住居及び生計を一にして共同生活を行っている家族のことであり、共同生活を行っている配偶者（内縁のものを含む。）、子（成人の子及び養子を含む。）、親類（遠い親戚であっても家事を行っている場合、長期間同居しているなど家族の一部として不可分の存在となっている場合を含む。）がこれに当たる。

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- 2 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- (1) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

- (2) [Redacted]

[Redacted]

- (3) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

第3 国連レッセ・パッセの取扱い

国際連合及び専門機関の職員に対しては、国際連合通行証（国連レッセ・パッセ）が発給され、加盟国はこの通行証を有効な旅行証明書と認めることが義務付けられており、入管法上も旅券として扱っている。

国連レッセ・パッセには、赤表紙と青表紙の2種類があり、赤表紙レッセ・パッセは国連又は専門機関の要職者に発給され、外交旅券に準ずる。また、青表紙レッセ・パッセは一般職員に発給され、公用旅券に準ずる。

第4 香港経済貿易代表部職員等の取扱い

香港経済貿易代表部（以下「代表部」という。）の職員及びその家族に係る在留関係諸申請については、「外交」や「公用」の在留資格を有する他の外国政府職員等とは異なり、外務省大臣官房儀典官室を通じては行われませんが、代表部職員が中華人民共和国香港特別行政区政府の公務員であることに鑑み、それらの申請については次のとおり取り扱う。

- 1 事前に外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課から本庁出入国管理部出入国管理課宛ての事務連絡を地方出入国在留管理局の担当審査部門に送付し、申請の日時を指定するので、総合窓口で受付の手続を行うのではなく、指定された日時に受け付ける。
- 2 原則として受付した日に処分する。
- 3 出入国管理及び難民認定法及び同法施行規則の関係規定に基づき代表部職員又はその家族本人が申請を行うが、処分の通知は、あらかじめ外務省アジア大洋州局中国・モンゴル第二課から通知された代表部職員に対して行うことも認める。

第3節 外 交

第1 在留資格の審査

1 外交の在留資格について

「外交」の在留資格は、諸外国との外交関係及び国際機関との協調を維持・発展させることを目的とし、日本国政府が接受する外交官、領事官等及び国連特権免除条約第5条第19項に規定する国連の事務局長及び事務局次長や国際機関の事務局長、同事務局長が指定する国際機関の上位の職員を受け入れるために設けられたもので、国際法上、出入国制限及び外国人登録の免除等の特権及び免除が認められている。

2 該当範囲

入管法別表第1の1の表の「外交」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

(1) 該当範囲

具体的には、次に掲げる者としての活動が該当する。

ア 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団の長及び外交職員

(注) 「外交使節団の長及び外交職員」には、日本国政府に接受される大使、公使、参事官、書記官等の外交職員が該当する。「外交職員」とは、使節団の職員で外交官の身分を有するものをいう(外交関係に関するウィーン条約(昭和39年条約第14号)第1条(d))。

イ 日本国政府が接受する外国政府の領事官

(注) 「領事官」には、日本国政府に接受される総領事、領事、副領事、代表領事等の領事官が該当する。「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者をいい(領事関係に関するウィーン条約(昭和58年条約第14号)第1条1(d))、名誉領事は含まない。

ウ 条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者

(ア) 国家元首、閣僚、議会(地方議会を除く。)の議長及びこれらの者と同格以上の者並びにこれらの者の随行員として本国政府から派遣された者

第12編 在留資格

(イ) 本邦に出張して外交用務に従事する者（外交伝書使を含む。）

(ウ) 日本国政府又は国際機関主催の会議に出席する外国政府（日本国政府の承認していないものを除く。）又は国際機関（日本国政府の承認していないものを除く。）の代表団の構成員

（注）「国際機関」とは、複数の政府の加盟する機関をいい、国際連合及びその専門機関並びに日本が加盟している国際条約の執行機関、EU等がある。

(エ) 国際連合の事務総長及び事務次長

(オ) 国際連合の専門機関の事務局長（その不在の間これに代わって行動する職員を含む。）

(カ) その他個別の条約その他の国際約束により外交使節と同様の特権及び免除を受けることが定められている者

エ 上記アからウまでに該当する者と同じの世帯に属する家族の構成員

（注）「外交」の査証を所持する者の配偶者等で、香港 SAR 旅券又はマカオ SAR 旅券を所持する者に対しては、儀礼的に「外交」査証が発給されることとなることから、「外交」の在留資格を付与する。

(2) 用語の意義

ア 「接受」とは、外交使節団の長の場合はアグレマン（事前の同意）を与えられ、接受国が信任状を与えることにより、外交使節団の長を除く外交使節団の構成員及び領事機関の構成員の場合は派遣国が接受国に通報し、接受国が身分証明書を発給することにより行われる。

（注）① 外交使節団の長とは、大使、公使及び代理公使をいう。

② 外交使節団の構成員とは、外交使節団の長及び外交使節団の職員をいう。

③ 外交使節団の職員とは、外交使節団の外交職員、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。

④ 外交職員とは、外交使節団の職員で、外交官の身分を有するものをいう。

⑤ 領事機関の長については、外交使節団の長と異なり、接受国のアグレマンを求める必要はなく、接受国の許可書（認可状と呼ばれる。）の交付により接受を承認される。

⑥ 領事機関の構成員とは、領事機関の長及び領事機関の職員をいう。

⑦ 領事機関の職員とは、領事機関の長以外の領事官、事務及び技術職員並びに役務職員をいう。

イ 「外交使節団の構成員」及び「領事機関の構成員」には、それぞれ外交職員、領事官

のほか事務及び技術職員並びに役務職員も含まれるが、日本国政府が「外交職員」として「接受」するのは、それぞれ外交官及び領事官に限られているので、その他の事務・技術職員及び役務職員は「外交」の在留資格には該当せず、「外国政府の公務を帯びるもの」として「公用」の在留資格に該当する。

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定を伴う申請

ア 外交使節団及び領事機関は、日本政府が承認している外国政府のものでなければならず、日本政府が承認していない外国政府のものは含まれない。

イ 在留資格「外交」の在留資格該当性については、口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書により確認するが、提出された口上書等の信ぴょう性に疑義が認められる、又は提出された口上書のみでは「外交」の在留資格該当性が判断できない場合は、「接受」の決定権は外務省が有しており、最終的には外務省に照会する必要があるので、本庁あて照会すること。

ウ 外交旅券査証免除取決めのある国の外交旅券を所持する者が査証を所持する場合は、査証に応じた在留資格を決定することとなる。

(注) ① 当該査証を使用せず、「外交」目的での入国を希望する場合には、別途本庁から通知する国については、外交旅券は公務でしか使用しないことを外務省が確認し、外務省から法務省へ通知がなされているので、外交旅券を身分・用務を証する文書として取り扱い、「外交」の在留資格を決定する。前記の本庁から通知する国以外の外交査証免除対象国の外交旅券所持者については、原則どおり、身分及び用務が立証されれば、「外交」の在留資格を決定する（身分及び用務の立証については、第6編第1節第2章第5参照。）。

② 査証が「外交」であっても、目的が観光、親族訪問等の短期滞在に該当する場合は、「短期滞在」の在留資格を決定する。

(2) 他の在留資格への変更申請

ア 通常、「外交」の在留資格から他の在留資格への変更申請は、外務省儀典官室を通じてなされるところ、地方局等又は出張所に申請がなされた場合は、通常の審査を行い、その結果を外務省へ通報するので、意見書の写しを添付して本庁に連絡する。

イ

ウ

第12編 在留資格

(3) その他

外交旅券は、一般旅券を所持している場合にも発給されている場合があることから、許可に当たっては、他の在留資格をもって在留中でないことに注意が必要である。

4 立証資料

第31節別表のとおり。

(注)

5 在留期間

法別表第1の1の表の外交の項の下欄に掲げる活動（「外交活動」と称する。）を行う期間

(注1) 「外交活動を行う期間」とし、英語では「During Mission」と表記される。

(注2) 外交官、領事官等の特権免除は、接受国の領域内に入ったときから享受を始め、任務が終了し、接受国を去るときまでは継続するが、任務終了後相当期間を経過すると特権免除が消滅し（外交関係に関するウィーン条第39条）、これを超えて本邦に残留する者は、在留資格の取消しの対象となる。

第2 応用・資料編

- 1 外交職員の個人的使用人としてのメイド、コック、運転手などは、在留資格「特定活動」が付与される。
- 2 外交職員及び領事官については、国際慣習又は領事関係に関するウィーン条約により、上陸拒否事由（法5条）の適用が除外され、また、退去強制の対象ともならない。なお、外交職員及び領事官に対して入国を拒否し又は国外退去を求める方式は、外交上、外交使節（外交使節団の長）及び領事機関に対するアグレマン（同意）を拒否し、又は外交使節若しくは外交職員又は領事官がペルソナ・ノン・グラータであることを通告することによるので、該当者がある場合は、本庁に連絡する。

3 特権及び免除

外交官、領事官及びそれらの家族の特権及び免除は、次のとおり。

	外交官		領事官	
	本人	家族	本人	家族
身体不可侵	○	○	△	×
住居、書類、通信、財産不可侵	○	○	×	×
外国人登録・在留許可に係る免除	○	○	○	○

(注) △は制限付きで認められる。

第4節 公 用

第1 在留資格の審査

1 公用の在留資格について

「公用」の在留資格は、諸外国との友好関係及び国際機関との協調を維持・発展させることを目的とし、日本国政府の承認した外国政府若しくは外国機関又は国際機関の公務に従事する者を受け入れるために設けられたものである。

2 該当範囲

入管法別表第1の1の表の「公用」の項の下欄は、本邦において行うことができる活動を以下のとおり規定している。

日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項の下欄に掲げる活動を除く。）

(1) 該当範囲

ア 日本国政府が承認した外国政府の外交使節団の事務及び技術職員並びに役務職員

(注) ① 「事務及び技術職員」とは、使節団の職員で、使節団の事務的業務又は技術的業務のために雇用されているもので、具体的には、電信、通訳、会計、文書、庶務などの業務に従事する者（外交職員として接受する者を除く。）をいう。

② 「役務職員」とは、使節団の職員で、使節団の役務のために雇用されているもので、具体的には、守衛、運転手、調理、清掃などの業務に従事する者をいう。

③ 本国政府から派遣された者ではない外交使節団の構成員（現地採用職員（本邦で採用された者。いわゆるローカルスタッフ。以下同じ。））も、これに該当する。

イ 日本国政府が承認した領事機関の事務及び技術職員並びに役務職員

(注) 「事務及び技術職員」及び「役務職員」については、上記ア(注)①及び②参照。

ウ 本邦に本部の置かれている国際機関の職員

(注) 「国際機関」とは、国連及びその専門機関並びに日本の加盟している国際条約に基づく機構の執行機関が該当する。

エ 日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公の用務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（上記アからウまでに該当する者を除く。）

具体的には、外国の大使館等に付属する文化センターに派遣される職員や学校に派遣される教職員、外国の特殊法人の本邦にある出先機関に派遣される駐在員など、外国政府又は国際機関の公務のために駐在するものである。

オ 日本国政府との公の用務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者（上記アからエまでに該当する者を除く。）

具体的には、外国政府の公務員や国際機関の職員の出張者などである。

カ 日本国政府又は日本国政府が承認した国際機関が主催する会議等に参加する者
（注）外交の在留資格に該当する者及び上記アからオまでに該当する者を除く。

キ 上記アからカまでに該当する者と同じの世帯に属する家族の構成員

（2）用語の意義

ア 「公務」とは、外国政府又は国際機関にとっての用務のことであり、我が国政府にとっての用務である必要はない。何が公務であるかについては、外国政府の発給する旅券の種類や当該外国政府の職員の一方的意思によって定まるものではなく、一般社会通念上「公の職務」に属するものと認められるものでなければならない。

イ 「日本国政府の承認した外国政府」とは、外交政府であっても日本国が承認したものに限る趣旨である。未承認国や未承認の政府の用務で入国する者は、この在留資格に該当しない。

（3）留意事項

ア 本邦において行うことができる活動から「外交」の在留資格に該当する活動が除かれているので、外国人の行う活動が「外交」の在留資格に該当する場合には、「外交」の在留資格を決定することとなる。

イ 公用旅券査証免除取決めのある国の公用旅券を所持する者が査証を所持する場合は、査証に応じた在留資格を決定することとなる。

（注）① 当該査証を使用せず、「公用」目的での入国を希望する場合には、別途本庁から通知する国については、公用旅券は公務でしか使用しないことを外務省が確認し、外務省から法務省へ証明がなされているので、公用旅券を身分・用務を証する文書として取り扱い、「公用」の在留資格を決定する。前記の本庁から通知する国以外の公用査証免除対象国の公用旅券所持者については、原則どおり、身分及び用務が立証されれば、「公用」の在留資格を決定する（身分及び用務の立

証については、第6編第2章第1節第5参照。)

- ② 査証が「公用」であっても、目的が観光、親族訪問等の短期滞在に該当する場合は、「短期滞在」の在留資格を決定する。

ウ 外交使節団又は領事機関に直接雇用される役務職員（現地採用職員）には在留資格「公用」が付与されるが、「外交」又は「公用」をもって在留する者が個人的に雇用する場合は、在留資格「特定活動」を付与する。

エ 我が国が接受する外交使節団の職員（役務職員を除く。）で、「公用」の在留資格を有する者は、条約又は国際慣習により、我が国の在留許可に関する法令の義務を免除されているところ、これらの者が在留期間を経過して本邦に在留していることが判明した場合は、本庁（在留管理支援部在留管理課就労審査係）に連絡の上、外務省を通じて在留期間の更新を促すものとする。

3 審査のポイント

(1) 在留資格の決定時

ア 在留資格該当性については、口上書その他外国政府又は国際機関の発行した身分及び用務を証する文書により確認する。

イ 雇用・在職事実に疑義があり、提出された口上書等の信ぴょう性に疑義が認められる場合は、直接発行元の外交使節団、領事機関又は本庁（在留管理支援部在留管理課就労審査係）あて照会する。

(2) 在留期間の更新時

在留期間の更新は、平成24年4月1日以降に上陸許可等を受けて在留期間が決定された者に限られ、審査においては、申請人が申請に係る身分・地位を引き続き有していることを中心とする。

(3) その他

公用旅券は、一般旅券を所持している場合にも発給される場合があることから、許可に当たっては、他の在留資格をもって在留中でないことに注意が必要である。

4 立証資料

第31節別表のとおり。

5 在留期間

在留期間	運用
5年	次のいずれかに該当するもの ① 日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期

	<p>間が3年を超えるもの</p> <p>② 本邦に本部の置かれている国際機関の職員（現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が3年を超えるもの</p> <p>③ 日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が3年を超えるもの</p> <p>④ 公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が3年を超えるもの</p> <p>⑤ 上記①から④の家族</p>
3年	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>① 日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が1年を超え3年以内のもの</p> <p>② 本邦に本部の置かれている国際機関の職員（現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が1年を超え3年以内のもの</p> <p>③ 日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）で、活動予定期間が1年を超え3年以内のもの</p> <p>④ 公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が1年を超え3年以内のもの</p> <p>⑤ 上記①から④の家族</p>
1年	<p>次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員（いずれも現地採用職員を除く。）であって、活動予定期間が3月を超え1年以内のもの</p> <p>② 日本国政府が承認した外国政府の外交使節団又は領事機関の事務・技術職員又は役務職員のうち、現地採用職員であるもの</p> <p>③ 本邦に本部の置かれている国際機関の職員で、活動予定期間が3月を超え1年以内のもの</p> <p>④ 本邦に本部の置かれている国際機関の職員で、現地採用職員であるもの</p> <p>⑤ 日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に</p>

	公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員（いずれも現地採用職員を除く。）であって、活動予定期間が3月を超え1年以内のもの ⑥ 日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の本邦にある出先機関に公務のため駐在する当該外国政府又は当該国際機関の職員のうち、現地職員であるもの ⑦ 公務のため日本国政府が承認した外国政府又は国際機関から派遣される者で、派遣予定期間が3月を超え1年以内のもの ⑧ 5年又は3年の在留期間を決定するいずれかに該当する者であって、在留状況を1年に1度確認する必要があると認められるもの ⑨ 上記①から⑧の家族
3月	活動予定期間が30日を超え3月以内のもの
30日	活動予定期間が15日を超え30日以内のもの
15日	活動予定期間が15日以内のもの

6 在留期間「during mission」を有する者の在留期間等

- (1) 平成24年4月1日の改正施行規則施行前に「during mission」の在留期間を決定された「公用」の在留資格を有する者については、現在の勤務終了までは、引き続き在留期間を更新することなく在留することができる（第3節第1の5（注2）参照）。
- (2) 在留期間「during mission」を有する者が、新たに家族を呼び寄せようとする場合に家族に対して決定する在留期間は、在留期間「during mission」を有する者の用務及び期間を確認し、仮に在留期間「during mission」を有する者に対して在留期間を決定するとした場合の在留期間と同様の在留期間とする。

第2 応用・資料編

1 韓国政府の特殊法人大韓貿易投資振興公社が派遣する本邦出先機関の駐在員

韓国政府の特殊法人大韓貿易投資振興公社（以下「KOTRA」という。）から派遣されて本邦出先機関に駐在する者については、「公用」の在留資格を付与する。

(1) KOTRAについて

韓国の貿易振興と国内外の企業間の投資及び産業技術協力の支援等に関する業務を遂行するため1962年法律に基づき設立された韓国政府の機関であり、韓国政府が全額出資する非営利的法人で、我が国でいう独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）に当た

る。

(2) KOTRAの本邦出先機関

東京韓国貿易センター	総支配人以下9名
大阪韓国貿易センター	支配人以下5名
名古屋韓国貿易センター	支配人以下2名
福岡韓国貿易センター	支配人以下2名

(3) KOTRAの駐在員の活動等について

KOTRAから派遣されて本邦の韓国貿易センターに駐在する者は、韓国法上公務員と同様の地位にあり、外国政府の出先機関に駐在する外国政府の職員として取り扱うことが相当である。

また、韓国貿易センターの駐在員は、海外市場の調査等国内産業の紹介などに従事するものであり、これらの業務を円滑に遂行するために我が国政府機関との情報・意見交換等を行っており、公の用務に従事するものであると認められる。

(4) その他

KOTRAから派遣されて本邦の韓国貿易センターに駐在しようとする者は、公用旅券の発給を受けており、在留資格認定証明書交付申請を行うことなく在韓国日本国大使館で査証申請を行っている。

2 韓国又はフランスの教育公務員等の取扱い

韓国政府の教育公務員が公用旅券の発給を受け又はフランス国兵役免除制度によりフランス政府から本邦の教育機関等（韓国人学校やアテネフランセ等）において教育活動を行うために派遣される場合は、「公用」の在留資格ではなく、当該外国人を受け入れようとする機関が本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関しこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育を行う活動は「教育」の在留資格に、これらの教育機関以外の施設等において語学の指導に従事する活動は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当することになる。

3 特権及び免除

事務技術職員及びその家族の特権及び免除は、次のとおり。

	事務技術職員				役務職員			
	大使館		領事館		大使館		領事官	
	本人	家族	本人	家族	本人	家族	本人	家族
身体不可侵	○	○	×	×	×	×	×	×
住居、書類、通信、財産不可侵	○	○	×	×	×	×	×	×
外国人登録・在留許可に係る免除	○	○	○	○	×	×	×	×